

# 中山町国土強靱化地域計画

令和4年3月  
山形県中山町

## 【 目 次 】

### I はじめに

- 1 計画策定の趣旨 . . . . . 1
- 2 計画の位置付け . . . . . 1
- 3 計画の期間 . . . . . 1

### II 国土強靱化の基本的な考え方

- 1 中山町における国土強靱化の理念 . . . . . 2
- 2 基本目標 . . . . . 2
- 3 強靱化を推進する上での基本的な方針 . . . . . 2
- 4 想定される大規模自然災害（本計画の対象） . . . . . 3

### III 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方 . . . . . 5
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定 . . . . . 5
- 3 評価の実施手順 . . . . . 7
- 4 評価の結果 . . . . . 7

### IV 強靱化に向けた施策推進方針

- 1 施策推進方針の整理 . . . . . 8
- 2 施策分野ごとの施策推進方針 . . . . . 8
  - (1)行政機能（消防含む） . . . . . 9
  - (2)危機管理 . . . . . 11
  - (3)建築住宅 . . . . . 15
  - (4)交通基盤 . . . . . 17
  - (5)国土保全 . . . . . 18
  - (6)保健医療・福祉 . . . . . 20
  - (7)ライフライン・情報通信 . . . . . 21
  - (8)産業経済 . . . . . 22
  - (9)農林水産 . . . . . 23
  - (10)環境 . . . . . 24
  - (11)リスクコミュニケーション . . . . . 25

### V 計画の推進

- 1 計画の推進管理 . . . . . 27
- 2 計画の見直し . . . . . 27

# I はじめに

## 1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

政府においては、基本法に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、今後の大規模自然災害等に備え、強靱な国土づくりに向けた施策を推進している。

本町においても、今後想定される大規模自然災害から町民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な国土づくり」を推進するため、「中山町国土強靱化地域計画」を策定する。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画となるとともに、国土強靱化に係る各種計画等の指針となる。

## 3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、令和4年度から概ね5年間とする。

## II 中山町における国土強靱化の基本的な考え方

### 1 中山町における国土強靱化の理念

中山町における国土強靱化は、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立って推進することとする。

### 2 基本目標

国土強靱化の理念を踏まえ、本計画の基本目標を以下のとおり設定する。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 迅速に復旧・復興すること

### 3 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の強靱化に向け、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

#### (1) 国土強靱化の取組み姿勢

- 本町の強靱性を損なう原因について、あらゆる側面から検討し、取組みにあたること。
- 長期的な視点を持って計画的な取組みにあたること。
- 本町の社会経済システムの有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

#### (2) 適切な施策の組合せ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切

に組み合わせて効果的に施策を推進すること。

- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、町、住民、民間事業者、NPOなど関係者相互の連携により取組みを進めること。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

### (3) 効率的な施策の推進

- 住民の需要の変化等を踏まえるとともに、効果的な施策の実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- PFI<sup>\*</sup>の導入など、民間資金・活力を導入した取組みを推進すること。  
※PFI (Private Finance Initiative) : 公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営及び技術的能力を活用する手法。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 高い高齢化率、全国有数の豪雪地帯など、本町の特性に応じた取組みを進めること。

### (5) 国土全体の強靱化への貢献

- 国土全体での代替性・補完性（リダンダンシー）の確保や、東京一極集中の是正等を促進することにより、国土全体の強靱化につなげていく視点を持つこと。
- 国土強靱化を実効あるものとするため、政府及び県の取組みとの連携を図ること。

## 4 想定される大規模自然災害（本計画の対象）

本計画は、過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

また、南海トラフ地震や首都直下型地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす町外における大規模自然災害についても、国土全体の強靱化の観点から、対象とする。

本計画で想定する主な自然災害については、以下のとおりである。

**【想定される大規模自然災害】**

エリア	自然災害の種類		想定する規模等
町内	大規模地震	内陸型・海洋型	M7～8程度、最大震度7程度で建物被害、火災、死傷者数が多数発生。
	台風 梅雨前線等 豪雨 竜巻・突風	大規模水害	記録的な大雨等による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等。
		大規模土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害。
		暴風災害	台風や竜巻、突風等大規模防風災害による人的・物的被害。
	暴風雪 大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事故・障害、家屋の倒壊、人的被害等。
	複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば、大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生する等。
町外	大規模地震・水害		町外で発生する大規模地震・水害による人的・物的被害。

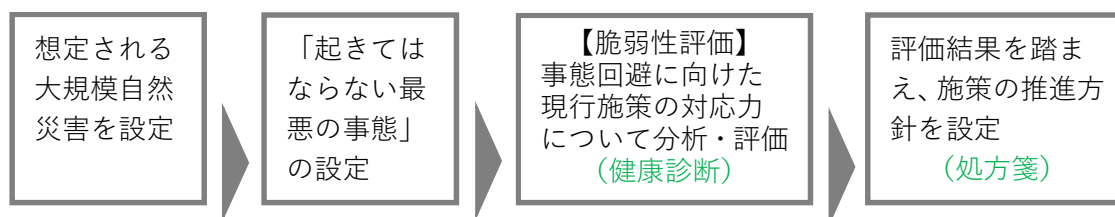
## Ⅲ 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（「脆弱性評価」）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町としても、国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

#### ○ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



### 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」、及び45の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、想定される大規模自然災害を踏まえるとともに、大都市に特有の事象の除外や本町の地域特性に応じた事象の追加、類似した事象の統合を行うなどして項目を整理し、8つの「事前に備えるべき目標」と32の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

#### 【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保	1-1	地震等による建物・交通施設等（1-2の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生

	護が最大限図られる	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	異常気象等による広域的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-5	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化
		3-2	県内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道や農業用水の長期間にわたる供給停止



	料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-4	原子力発電所の事故による放射性物質の放出
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 3 評価の実施手順

設定した32の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、町民間事業者など町以外が取組み主体となるものを含む）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

### 4 評価の結果

評価結果は、別表1のとおりである。

## IV 強靱化に向けた施策推進方針

### 1 施策推進方針の整理

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策とその目標指標を検討・整理するとともに、それを各課等の所管する業務等を勘案して設定した11の施策分野に分類して、施策推進方針を取りまとめた。

#### ○ 施策分野

- (1)行政機能（消防含む）、(2)危機管理、(3)建築住宅、(4)交通基盤、  
(5)国土保全、(6)保健医療・福祉、(7)ライフライン・情報通信、  
(8)産業経済、(9)農林水産、(10)環境、(11)リスクコミュニケーション

### 2 施策分野ごとの施策推進方針

上記の11の施策分野ごとの施策推進方針を以下に示す。

これらは、4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

今後、施策推進方針に基づき、必要な具体的事項を実施していく。それらの事業については「個別事業一覧」(別表2)に整理する。なお、「個別事業一覧」は、各事業の実施状況に合わせて更新していく。

#### ※ 各施策タイトル右側の記載事項及び目標指標囲み内の記載事項について

- ( ) 内には、当該施策に関連する「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載  
[ ] 内には、当該施策の取組み主体（国、県、町、民間の4区分）を記載  
《 》内には、当該施策が他の施策分野にも掲載されている場合に掲載先の施策分野を記載

## (1) 行政機能（消防含む）

### <行政機能>

#### （住宅・建築物等の耐震化の促進）(1-1) [町] 《建築住宅》

- 町内の住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する。
- 町内の防災拠点施設について、耐震化を一層促進する。
- 中山町建築物耐震改修促進計画に基づく耐震化を促進する。
- 木造住宅耐震診断士派遣事業、木造住宅耐震改修補助事業、住宅リフォーム支援事業、ブロック塀等撤去支援事業などによる、耐震化の支援を行う。

#### （避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進）(1-1) [町]

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定に向けた取組みを推進するとともに、指定にあたって必要となる施設の改修や耐震化、設備整備を行う。
- 災害時における福祉避難所の開設を支援する。
- 避難所の機能強化のため、耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。
- 住民自らの判断に基づく町外への「広域避難」のための避難先確保や、緊急的な高台・盛土等の垂直避難場所の整備を促進する。

#### （庁舎等の耐震化・維持管理等の推進）(1-2, 3-2) [町] 《建築住宅》

- 不特定多数が集まる町有施設のうち、「新耐震基準」による建築・耐震改修が完了していない施設については、早急に対応を行う。  
また、これまでも各施設管理者において施設や設備の老朽化に伴う維持補修等の取組みを進めてきているが、役場庁舎が完成から40年以上経過するなど、法定耐用年を超える庁舎等が増加していくことから、中山町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化の推進や更新も含め、計画的な維持管理を行っていく。

#### （被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進）(1-2) [町]

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。

**(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)** (1-6, 3-2, 4-1) [国、県、町] 《危機管理》

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークを整備しているが、老朽化が進んでいることから再整備を行う。

**(災害時における住民への情報伝達の強化)** (1-6, 4-2) [町、民間] 《危機管理》

- 災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線（同報系）や、戸別受信機、登録制メール、緊急速報メール（エリアメール）、アプリなど、様々な手段を用いて情報を伝達しているが、多様な手段でかつ短時間に送信できる仕組みを構築する。

**(食料等の備蓄)** (2-1) [町] 《リスクコミ》

- 家庭における備蓄については、住民に対して最低3日（推奨1週間）分の食料と飲料水の備蓄を周知しており、引き続き啓発活動を行う。  
また、町における備蓄については、継続的かつ計画的に更新を行う。

**(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)** (2-1) [町、民間] 《危機管理》

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。

**(緊急車両、災害拠点施設に供給する燃料の確保)** (2-4, 3-2) [町、民間] 《危機管理》

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点施設等への燃料供給が滞らないように燃料関係団体と協定を締結しているが、引き続き、具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点施設へ供給する燃料の確保を図る。

**(被災地における治安維持に向けた体制の整備)** (3-1) [町]

- 大規模災害時には、人命救助や交通の安全確保等に人員を割かれるなど、人員の絶対的不足が見込まれるため、他県警からの応援派遣の円滑な受入れなど、被災地における犯罪情勢を迅速かつ的確に把握し適切な対策を講じるための体制整備を進める。

**(町の業務継続に必要な体制の整備)** (3-2) [町] 《危機管理》

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、住民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、業務継続に必要な体制整備を進める。

### （ICT部門における業務継続体制の整備）（3-2）[町]

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムについて、継続性を確保するための対策を講じる。

### （災害情報伝達手段の確保）（4-2）[国、県、町] 《危機管理》

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、住民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート※、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

※ Lアラート…

災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上
の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの

## <広域連携>

### （大規模災害時における広域連携の推進）（3-2）[県、町] 《危機管理》

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、県内市町村や友好都市と相互応援協定等を締結しているが、実効性の面に課題がある。このため、他自治体等の応援を受ける際の受援体制の整備を進める。

### （広域防災拠点の整備）（2-3）[町] 《危機管理》

- 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める。

## （2）危機管理

## <洪水対策>

### （洪水ハザードマップの作成）（1-3）[国、県、町]

- 洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するための洪水ハザードマップについて、引き続き、マップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図を国・県から提供を受け、町の洪水ハザードマップ作成の取組みを推進する。

### （避難指示等の具体的な発令基準の策定）（1-3）[町]

- 洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難に資するため、引き続き、町における対象河川すべてに係る避難指示等の具体的な発令基準の策定を促進する。

### （タイムラインの運用）（1-3）[町]

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最

小化を図る。

**(ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進) (7-1) [町] 《農林水産》**

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

**<土砂災害対策>**

**(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [県、町] 《国土保全》**

- 土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を図る。

**(土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定) (1-4) [町]**

- 土砂災害の発生が予想される際、避難指示等の具体的な発令基準を策定しているが、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜改正を行いながら、住民の円滑かつ迅速な避難を確保する。

**<原子力災害対策>**

**(放射線モニタリングの実施) (7-4) [国、県、町] 《環境》**

- 「山形県放射線モニタリングマニュアル」に基づき、福島第一原子力発電所事故の影響把握とともに、隣接県で新たな事故が発生した場合に備え、機器の維持管理等モニタリング実施体制の整備を図る。

**(原発事故発生時の初動対応の強化) (7-4) [町]**

- 原子力発電所から事故等の通報を受けた際、迅速かつ的確な初動対応を行うため、関係機関、事業者等と連携を図る。

**(原子力事業者との連携の強化) (7-4) [町、民間]**

- 原子力発電所における事故等をいち早く把握するため、原子力事業者との連携の強化を図る。

**<情報伝達機能>**

**(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (1-6, 3-2, 4-1) [国、県、町] 《行政機能》**

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークを整備しているが、老朽化が進んでいることから再整備を行う。



**(災害情報伝達手段の確保) (4-2) [国、県、町] 《行政機能》**

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、住民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート※、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

※ Lアラート…

災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上
の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの

**(災害時における住民への情報伝達の強化) (1-6, 4-2) [町] 《行政機能》**

- 災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線（同報系）や、戸別受信機、登録制メール、緊急速報メール（エリアメール）、アプリなど、様々な手段を用いて情報を伝達しているが、多様な手段でかつ短時間に送信できる仕組みを構築する。

**(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備) (7-1) [国、県、町]**

《国土保全》

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

**<応急・復旧対策>**

**(緊急車両、災害拠点施設に供給する燃料の確保) (2-4, 3-2) [町、民間] 《行政機能》**

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点施設等への燃料供給が滞らないように燃料関係団体と協定を締結しているが、引き続き、具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点施設へ供給する燃料の確保を図る。

**(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備) (2-1) [町、民間] 《行政機能》**

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。

**(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備) (2-1) [県、町、民間] 《リスクコミ》**

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

**(自衛隊との連携強化) (2-3) [町]**

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交

換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

**(広域防災拠点の整備) (2-3) [町] 《行政機能》**

- 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める。

**(医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進) (2-5) [県、町、民間] 《保健医療・福祉》**

- 高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、食料と飲料水の備蓄を指導する。

**(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備) (2-5) [県、町、民間] 《保健医療・福祉》**

- 各社会福祉施設の防災対策について、現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行う。

**(町の業務継続に必要な体制の整備) (3-2) [町] 《行政機能》**

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、住民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、業務継続に必要な体制整備を進める。

**(大規模災害時における広域連携の推進) (3-2) [県、町] 《行政機能》**

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、県内市町村や友好都市と相互応援協定等を締結しているが、実効性の面に課題がある。このため、他自治体等の応援を受ける際の受援体制の整備を進める。

**(豪雪災害時の災害救助法の適用) (1-5) [町]**

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。

**(被災者生活再建支援制度の拡充) (8-3) [国、県、町]**

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める。

## <地域防災力>

**(地域コミュニティの維持) (8-3) [県、町、民間]**

- 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、



住民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組みを通して、平時から住民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。

**(自主防災組織の育成強化等) (2-3, 8-3) [県、町、民間]**

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、組織化を推進する。
- 大規模災害発生時には、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、その間の防災活動を担う自主防災組織の組織化と活動の活性化をより一層促進する。

**(3) 建築住宅**

**<施設・建築物等の耐震化・老朽化対策>**

**(庁舎等の耐震化・維持管理等の推進) (1-2, 3-2) [町] 《行政機能》**

- 不特定多数が集まる町有施設のうち、「新耐震基準」による建築・耐震改修が完了していない施設については、早急に対応を行う。  
また、これまでも各施設管理者において施設や設備の老朽化に伴う維持補修等の取組みを進めてきているが、役場庁舎が完成から40年以上経過するなど、法定耐用年を超える庁舎等が増加していくことから、中山町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化の推進や更新も含め、計画的な維持管理を行っていく。

**(住宅・建築物等の耐震化の促進) (1-1) [町] 《行政機能》**

- 町内の住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する。
- 町内の防災拠点施設について、耐震化を一層促進する。
- 中山町建築物耐震改修促進計画に基づく耐震化を促進する。
- 木造住宅耐震診断士派遣事業、木造住宅耐震改修補助事業、住宅リフォーム支援事業、ブロック塀等撤去支援事業などによる、耐震化の支援を行う。

**(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進) (1-2) [町]**

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取組みを進める。

- 公共建築物に比較し、民間建築物の耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により、民間建築物に係る耐震化を一層促進する。
- 社会教育施設のうち未耐震化の施設について、耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく対応を促進する。
- 保育園等の施設について、耐震化が完了していない施設については、国・県の補助制度を活用した耐震化の実施を促進する。
- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、社会福祉施設については、施設の耐震化とともに火災への対応を検討し、安全性の確保を図る。

#### （町営住宅の老朽化対策の推進）(1-1) [町]

- 町営住宅について、「中山町営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。

#### （都市公園施設の耐震化・計画的な維持管理の推進）(1-2) [国、県、町]

- 地域防災計画に基づき、公園緑地等の防災空間としての機能強化、整備を推進する。

#### （緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進）(1-1, 1-2, 2-1, 2-5, 8-4) [国、県、町]

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。

### ＜その他対策＞

#### （空き家対策の推進）(1-1) [県、町]

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家利活用や除却に対する支援など、県と連携して総合的な空き家対策を推進する。

#### （大規模盛土造成地対策の推進）(1-1, 1-2) [県、町]

- 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、県と連携し変動予測調査を実施するとともに、調査結果を公表するなど、住民に対して情報提供を行う。

#### （家具の転倒防止対策の推進）(1-1) [町]

- 大規模地震発生時に、家具転倒による人的被害を防止するため、住民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を推進する。

**(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進) (1-2) [町]**

- 大規模地震発生時に、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。

**(4) 交通基盤**

**<高速交通網整備>**

**(奥羽新幹線の整備) (5-3, 8-4) [国、県、町、民間]**

- 東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の確保や、日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するため、フル規格の奥羽新幹線整備の早期実現に向けて取り組む。

**<道路関係防災対策>**

**(緊急輸送道路等の整備・確保) (1-1, 2-1, 2-5, 8-4) [国、県、町]**

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、道路等の損壊により復旧・復興が大幅に遅れることを防ぐため、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する。

**(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進) (5-3, 6-4) [国、県、町]**

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

**(孤立集落アクセスルートの確保) (2-2) [国、県、町]**

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進する。

**(路線バス等地域公共交通の確保) (6-4) [県、町、民間]**

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場

合、道路管理者とバス運行事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど臨機応変な運行を行い地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

## <豪雪対策>

(暴風雪時における的確な道路管理の推進) (1-5) [国、県、町]

- 暴風雪時には、緊急体制として東北地方整備局及び県が設置する「道路雪害対策本部」と連携し迅速かつ的確な道路管理を実施するとともに、災害発生時には、応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

(道路の防雪施設の整備) (1-5) [国、県、町]

- 気象条件変化に対応した防雪施設等（雪崩防止柵や流雪溝等の排雪施設等）の必要性を検証し、必要に応じて整備を促進する。

(道路の除雪体制等の確保) (1-5) [町]

- 安定的な除雪体制を確保する上で、財源確保や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、オペレーターの確保、除雪機械の老朽化など、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。

## <その他対策>

(街路・都市施設の整備) (1-1) [国、県、町]

- 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、資機材保管場所や一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する。

## (5) 国土保全

### <洪水・土砂災害対策>

(農地・農業用施設等の保全管理の推進) (7-3) [県、町、民間] 《農林水産》

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

**(治水対策の推進) (1-3) [国、県、町]**

- 近年の気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の急増に対処するため、国、県とともに、河川改修や流水機能の確保などの治水対策を推進する。
- 中山町地域防災計画に基づき、最上川、須川の洪水対策を国、県とともに進め、石子沢川、不動沢川等の内水による浸水害等による被害を抑制する取組みを計画的に進める。
- 中山町地域防災計画に基づき、洪水、浸水害発生時に対応するための資機材の整備、組織の構築、訓練を行い、災害に備える。

**(河川管理施設の維持管理) (1-3) [国、県、町]**

- 河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするため、国、県とともに、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むほか、経年劣化した護岸等の補強・補修を行う。

**(都市部における内水浸水対策の促進) (1-3) [町]**

- いわゆるゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、「社会資本総合整備計画」に基づく下水道雨水幹線等施設整備を促進する。

**(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [県、町] 《危機管理》**

- 土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を図る。

**(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備) (7-1) [国、県、町]**

《危機管理》

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

**<復旧復興対策>**

**(迅速な復興に資する地籍調査の推進) (8-4) [県、町]**

- 土地の地籍調査はほぼ完了している。未調査地区は飛び地やほ場整備事業の際に地区除外となった土地等で小さな面積で分散しているが、必要に応じて調査を実施する。

## (6) 保健医療・福祉

### <医療機関等の非常時対応>

#### (医療機関での非常時対応体制の整備) (2-4) [県、町、民間]

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を促進する。

#### (医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進) (2-5) [県、町、民間] 《危機管理》

- 高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、食料と飲料水の備蓄を指導する。

#### (災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備) (2-5) [県、町、民間] 《危機管理》

- 各社会福祉施設の防災対策について、現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行う。

### <各種医療支援>

#### (災害派遣医療チーム(DMAT)による医療支援の推進) (2-5) [県、町]

- 災害時における医療確保のため、県、災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)等、関係機関とともに定期的な訓練を、計画していく。

#### (ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実) (2-5) [県、町]

- 災害時を含め、ドクターヘリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、県とともに、冬季間のランデブーポイントの確保や搭乗医師など医療スタッフの確保等を推進する。

#### (災害医療コーディネート活動による医療支援の推進) (2-5) [県、町、民間]

- 厚生労働省より地域医療コーディネートの役割分担等のガイドラインが示されることが予定されており、研修会等に参加しながら、県、地区医師会、消防機関など関係機関との役割分担の明確化、連携強化による災害時対応を図る。

#### (周産期医療体制の整備) (2-5) [県、町、民間]

- 県は、東日本大震災での対応をもとに、今後、災害発生時における妊婦や乳幼児の避難所確保、健康管理、医療提供体制の確立に向けた検討を「山形県周産期医療協議会」において行うこととしており、協議会での検討を踏まえ、県とともに、災害時の周産期医療提供体制を整備する。



## <防疫対策>

### (防疫対策の推進) (2-6) [国、県、町、民間]

- 平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。
- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。
- 災害時の感染症の拡大防止を図るため、消毒ポイントの設置及び消毒ポイントにおける消毒作業を円滑に実施するための、国道や県道、高速道路管理者との道路占用等の手続き調整や、消毒資機材等確保に係る支援を行う。

## (7) ライフライン・情報通信

## <エネルギー>

### (エネルギー供給事業者との連絡強化) (5-2,6-1) [町、民間] 《産業経済》

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、事業者との連絡体制を強化する。

### (再生可能エネルギーの導入拡大) (6-1) [国、県、町、民間] 《産業経済》

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要である。  
また、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

## <水道>

### (水道施設の耐震化・老朽化対策の推進) (2-1,5-2) [県、町、民間]

- 水道施設の耐震化率は、基幹管路を除き全国水準を下回っていることから、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。
- 災害時における飲用水確保のため、最上川中部水道企業団や簡易水道組合（土橋・柳沢）との連携協力を図る。

### (災害時の応急給水体制などの整備) (6-2) [県、町、民間] 《産業経済》

- 水道事業においては、給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整

備を進める。

## <下水道等>

(下水道に係る業務継続計画（BCP）策定・施設耐震化等の推進) (6-3) [県、町]

- より実効性のある下水道BCPを策定することにより、災害等の緊急時における迅速な対応を図る。また下水道施設のストックマネジメント計画を策定し、下水道施設の老朽化対策を着実に進める。

(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進) (6-3) [県、町、民間] 《農林水産》

- 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンを適正に整備するとともに、機能診断の結果を踏まえて適切な維持修繕を施すことによる老朽化対策を促進する。

## (8) 産業経済

### <企業活動>

(企業の事業継続計画（BCP）の策定促進) (5-1) [町、民間]

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、町内企業におけるBCP策定を促進する。

(リスク分散を重視した企業誘致等の推進) (5-1) [県、町]

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本町への移転、誘致に向けた取組みを推進する。

### <エネルギー>

(エネルギー供給事業者との連絡強化) (5-2, 6-1) [町、民間] 《ライフ・情報》

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、事業者との連絡体制を強化する。

(再生可能エネルギーの導入拡大) (6-1) [国、県、町、民間] 《ライフ・情報》

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要である。  
また、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。



## ＜水道事業＞

（災害時の応急給水体制などの整備）（6-2）〔県、町、民間〕《ライフ・情報》

- 水道事業においては、給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。

## （9）農林水産

### ＜食料供給＞

（食料生産基盤の整備）（5-4）〔県、町、民間〕

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。

### ＜農林業施設の耐震化・老朽化対策＞

（農地・農業用施設等の保全管理の推進）（7-3）〔県、町、民間〕《国土保全》

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家が取り組む田んぼダムや地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

（農道施設の耐震化・長寿命化対策の推進）（6-4）〔県、町〕

- 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

（農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進）（6-2）〔県、町、民間〕

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。

（ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進）（7-1）〔町〕《危機管理》

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

**(治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進)** (2-2, 7-1-6-3) [町]

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。
- 災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。

**(農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進)** (6-3) [県、町、民間]

《ライフ・情報》

- 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンを適正に整備するとともに、機能診断の結果を踏まえて適切な維持修繕を施すことによる老朽化対策を促進する。

**(10) 環境**

**<有害物質・危険物対策>**

**(有害物質の拡散・流出防止対策の推進)** (7-2) [町、民間]

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る。

**(危険物施設の耐震化の促進)** (7-2) [県、町、民間]

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

**(有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施)** (7-2) [県、町]

- 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る。

**<放射線対策>**

**(放射線モニタリングの実施)** (7-4) [国、県、町] 《危機管理》

- 「山形県放射線モニタリングマニュアル」に基づき、福島第一原子力発電所事故の影響把握を行うとともに、隣接県で新たな事故が発生した場合に備え、機器の維持管理等モニタリング実施体制の整備を図る。

## ＜災害廃棄物対策＞

### （災害廃棄物処理計画の運用）(8-1) [町]

- 町内で大規模自然災害による災害廃棄物が発生した際には、「中山町災害廃棄物処理計画」に基づき、仮置き場や廃棄物処理施設において適正かつ迅速な処理体制の確保を図る。

## (11) リスクコミュニケーション

## ＜防災教育＞

### （防災教育の充実）(1-6) [県、町、民間]

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災知識の普及啓発について、啓発内容の充実等を図る。
- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの住民の参加による実践的な訓練に取り組む。

### （雪下ろし事故を防止するための注意喚起）(1-5) [県、町]

- 雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。

### （食料等の備蓄）(2-1) [町] 《行政機能》

- 家庭における備蓄については、住民に対して最低3日（推奨1週間）分の食料と飲料水の備蓄を周知しており、引き続き啓発活動を行う。  
また、町における備蓄については、継続的かつ計画的に更新を行う。

## ＜要配慮者支援＞

### （災害時の要配慮者支援の促進）(1-6) [県、町、民間]

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き、制度の周知と作成を促進する。

## ＜関係機関との連携・人材育成＞

### （災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備）(2-1) [県、町、民間] 《危機管理》

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

**(建設関係団体との連携強化) (8-2) [町、民間]**

○町は、中山町建設同友会と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、任務分担や定期的な共同訓練の実施など、一層の連携強化を図る。

**(復旧・復興を担う人材の育成) (8-2) [町、民間]**

- 各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行う。
- 近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る。

## V 計画の推進

### 1 計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、計画の推進に当たっては、所管課等を中心に、国や県等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するPDCAサイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていく。

### 2 計画の見直し

本計画は、基本計画と整合を図るため、概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行うこととする。

また、本計画は、国土強靱化に係る指針となるものであることから、国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。